

第2章 公正な事業慣行

第2条

公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。
また、政治、行政との健全な関係を保つ。

背景

(1) 公正かつ自由な競争を促進するための独占禁止法の重要性

「独占禁止法」をはじめ各国・地域の競争法は、公正かつ自由な競争を促進することを目的とする、経済活動の基本法である。政府規制の撤廃・緩和が進む中、市場における自由で活発な競争の確保と企業活動の規律強化の観点から、競争法の重要性は一層高まっている。

また、独占禁止法の執行に関しては、累次の改正により、課徴金対象となる独占禁止法違反行為類型の拡大、課徴金の基本算定率の引上げ（繰り返し違反行為や主導的事業者に対しては割増算定率を導入）、課徴金減免制度の導入など、飛躍的な強化が図られている。

(2) 国際的な競争法の執行・運用状況の変化

経済活動のグローバル化、市場経済化の流れを受けて、競争法を持つ国・地域は年々その数を増している。しかも、米国・EUなどでは、競争法の国際的な執行が活発になっており、日本を含む当局間での協力・連携も進んでいる。最近では、企業が米国・EUの競争法違反による摘発を受け、巨額の罰金や制裁金が課されたり、役員・従業員が禁固刑を科せられたりする事案が多数発生している。このような国際的な競争法の執行・運用状況を十分に踏まえ、企業グループ全体を視野に入れた国内のみならず国外の競争法コンプライアンス体制の強化が一層求められている。

(3) 下請等中小企業の取引条件の改善

独占禁止法の補完法として、下請事業者に対する親事業者の不当な取り扱いを規制する「下請法」が存在するとともに、親事業者の協力のもとに下請中小企業の体質を根本的に改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育てあげることが目的とする「下請中小企業振興法」がある。

経済の好循環を持続的かつ力強いものにしていくためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要である。日本政府においては、「下請等中小企業の取引条件改

善に関する関係府省等連絡会」における検討などを踏まえ、2016年12月、下請法など関係法令の運用強化のため、下請法の運用基準ならびに下請中小企業振興法の振興基準の改正、下請代金の支払いについての通達が行われている。企業においては、下請等中小企業の取引条件の改善に向け、引き続き、取引先企業への支援・協力などの取り組みを積極的に推進することが求められている。

(4) 持続可能な社会の発展を支える調達の重要性

「ISO26000」(組織の社会的責任に関する国際規格)や「ISO20400」(持続可能な調達に関する国際規格)などが発行され、国際的に自社のみならず、サプライチェーンを包含した企業の社会的責任が問われる時代となっている。また、企業のサプライチェーンは、国内のみならず世界各国・地域に拡大しており、それに伴い、企業は世界規模で、強制労働、児童労働、環境破壊などの社会的課題に対して取り組むことが求められるようになった。

そのため企業は、自社の調達ガイドラインを制定・公開するとともに、取引先にそれを提示し、法令遵守、品質・安全性、環境保全、情報セキュリティ、公正取引・倫理、安全衛生、人権・労働などに関して、自社と同様の取り組みについて協力を要請するなど、サプライチェーン全体で社会的課題の解決に努めることが重要である。

(5) 健全かつ正常な政治、行政との関係の構築

流通、取引慣行だけではなく、政治、行政間の関係についても透明性を高めることが、国内のみならず海外からも要請されている。

政治、行政との関わりについては、もたれ合いや癒着と受け取られるような行動があってはならない。「国家公務員倫理法」および「国家公務員倫理規程」は、国家公務員が利害関係者との間で行ってはならないことなどを定めている。企業としても、公務員との関係を含め、これまでの通例や慣行を今一度抜本的に見直し、政治、行政と透明度の高い関係を保ちつつ行動することが求められている。

1 持続可能な
経済成長と
社会的課題の
解決

2 公正な
事業慣行

3 公正な情報開示
ステークホルダー
との建設的対話

4 人権の尊重

5 消費者・顧客
との信頼関係

6 働き方の改革、
職場環境の充実

7 環境問題への
取り組み

8 社会参画と
発展への貢献

9 危機管理の
徹底

10 経営トップの
役割と
本憲章の徹底

2-1

競争法の遵守につき、社内での徹底を図る。

基本的心構え・姿勢

独占禁止法をはじめ各国・地域の競争法は経済活動の基本法であり、企業はその遵守なくして、いかなる事業も行えない。経営トップ自らによる基本方針の表明などを通じ、競争法遵守に関わる社員の意識を高めるとともに、違反行為が行われないうようにチェックすることが肝要である。特に、リニエンシー（課徴金減免）制度が国際的に定着し、各国における競争法の執行や当局間で連携をとった摘発・執行が活発化していることを踏まえ、企業グループ全体を視野に入れた競争法コンプライアンスの一層の推進、確保ができる内部体制の構築を行う。また、事業者団体においては、団体活動に係る独占禁止法コンプライアンスを維持・推進するとともに、構成事業者に対して競争法コンプライアンスに関する支援を行う。

具体的アクション・プランの例

- 1 国内外の法制を踏まえた競争法のコンプライアンス・プログラムの充実と徹底を図る。
 - ① 競争法遵守のための取り組みを行い、違反の未然防止を図る。
 - a. 経営トップによる国内外の競争法遵守の基本方針の表明、国内外の競争法の規定に関する概要説明、国内外において競争法違反を起こさないよう注意すべき点などの内容を盛り込んだ国内外の競争法遵守マニュアルを作成し、社内のみならずグループ企業各社での展開・徹底を図る。
 - b. 説明会・講習会の開催、従業員の教育研修などを通じて、国内外の競争法遵守マニュアルを社内のみならずグループ企業の関係部門に周知徹底させ、国内外の競争法違反行為の発生防止を図る。
 - c. 特に、国内法だけでなく、事業展開する関係諸国・地域の法制度を踏まえ、各国における法制や事業内容に応じた遵守マニュアルの作成や研修を実施する。
 - ② 競争法の遵守状況をチェックするための体制などを整備する。
 - a. 役員・従業員が業務を行うに際し、競争法上の疑問を感じたときに直接相談ができるコンプライアンス窓口を整備し、報告を義務付ける。
 - b. 競争法遵守に関する内部監査計画の立案、実施などを行うとともに、問題が発生した場合に迅速に弁護士と相談しながら社内調査などを進め、国内外におけるリニエンシー制度の活用など適切な対応がとれるような社内体制を整備する。

- ③ 事業者団体は、自らの独占禁止法違反を防ぐとともに、事業者団体における統計業務や業界関係者の集まる会合などが、構成事業者による独占禁止法違反につながることを防ぐため、事業者団体ガイドラインなどを参考に、必要な対応策を講じる。

参考

- 「各国競争法の執行状況とコンプライアンス体制に関する報告書」2015年 経済産業省
(<http://www.meti.go.jp/press/2015/04/20150424002/20150424002.html>)
- 「新興国等における競争当局の執行状況に関する調査報告書」2017年 経済産業省
(<http://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170410001/20170410001.html>)
- 「我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について～グローバル・ルールとしての取組を目指して～」2015年 公正取引委員会
(http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/mar/150327_1.html)
- 「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取扱状況について」2012年 公正取引委員会
(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h24/nov/121128.html>)
- 「事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」2016年 公正取引委員会
(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161221.html>)
- 「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」2010年改正 公正取引委員会
(<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>)
- 「独占禁止法ガイドブック」2015年5月改訂 公正取引協会

2-2

適正な取引方針を確立するとともに、持続可能な社会の発展を支える責任ある調達を促進する。

基本的心構え・姿勢

事業活動は、原材料、部品、ソフトウェア、サービスなどの購入先をはじめ、各分野で事業を営んでいる多くの人々の協力と支援を得て成り立つことを認識する。その上で、経済の好循環を持続的かつ力強いものにしていく観点から、原材料費の高騰など仕入れ価格の上昇で大きな影響を受けている取引先企業に対する、適正な取引価格の形成や生産性向上、高付加価値化に向けた支援・協力などの取り組みを推進する。

また取引（請負、委託を含む）においては、経済合理性のみならず、サプライチェーンにおける法令遵守、品質・安全性、環境保全、情報セキュリティ、公正取引・倫理、安全衛生、人権・労働などの社会的課題を認識した上で、各々が社会的責任を果たしていけるよう努める。

具体的アクション・プランの例

1 適正な取引方針を確立し、社内外へ公開、取引先に明示し協働する。

- ①** 下請法などの関係法令などを踏まえて、適正取引に関する自社のガイドラインを作成し、周知する。
 - a. 下請法などの関係法令など（2016年12月には、下請法の運用基準ならびに下請中小企業振興法の振興基準の改正、下請代金の支払いについての通達が行われている）、業種別の下請ガイドライン、自主行動計画などを踏まえ、適正取引に関する自社のガイドラインなどを作成し、社内で周知徹底するとともに、一般にこれを明らかにする。
 - b. その際、下請法上禁止されている買ったたき、受領拒否、返品、下請代金の支払遅延・減額、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請の禁止などの違法行為が起きないようにガイドラインに盛り込む。
- ②** トラック運送の適正取引を推進する。
 - a. トラック運送については、発荷主、受荷主、運送事業者を含むすべての関係者の安心・安全輸送への意識を一層高めることに取り組む。
 - b. 「安全運送に関する荷主としての行動指針」や「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の徹底をはじめとする輸送の安全性確保を前提に、「ト

トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」や「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」に基づいた適正取引を推進する。

2 持続可能な社会の発展を支える責任ある調達を促進する。

- 1 調達に関する自社または業界としてのガイドラインを作成・公開し、社内で周知徹底するとともに、取引先企業に明示する。
 - a. ガイドラインの作成にあたっては、法令遵守、品質・安全性、環境保全、情報セキュリティ、公正取引・倫理、安全衛生、人権・労働などに関する自社の取り組み姿勢を明確にし、持続可能な社会の発展を支える調達の推進を明記する。
 - b. ガイドラインの中では、取引先企業に対し、その果たすべき社会的責任の具体的な内容を提示する。
 - c. 取引先企業におけるガイドラインの遵守および取り組み状況については、アンケートや実地監査などで確認するとともに、必要に応じて取引先企業における問題点の是正を支援する。
- 2 物流については、グリーン物流を推進し、輸送、保管におけるCO₂排出量の削減など、地球環境問題への対応に努める。あわせて、他の環境負荷物質の排出量低減にも努める。

参考

< 適正な取引に向けた主要な運用基準・ガイドラインなど >

- 「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」 2011年改正 公正取引委員会
(<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>)
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」 2005年 公正取引委員会
(<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteinounyu.html>)
- 「下請法関係 法令・ガイドライン等」 公正取引委員会
(<http://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/>)
- 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」 2016年改正 公正取引委員会
(<http://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>)
- 「下請中小企業振興法・振興基準」 2016年改正 中小企業庁
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko.htm>)
- 「下請代金の支払手段について」 2016年 中小企業庁・公正取引委員会
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiharaisyudan.htm>)
- 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」 経済産業省、国土交通省、総務省
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>)

2 公正な事業慣行

- 「下請取引適正化推進講習会テキスト」2016年 公正取引委員会・中小企業庁
(<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/H28textbook.pdf>)
- 「取引先企業への支援・協力について」2015年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/announce/2015/0414.html>)

< 物流に関する運用基準・ガイドラインなど >

- 「安全運送に関する荷主としての行動指針」2003年10月 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/097.html>)
- 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」
2016年6月改訂 国際海上コンテナの陸上に係る安全対策会議
(<http://www.mlit.go.jp/common/001136797.pdf>)
- 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」2017年8月改訂 国土交通省
(<http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf>)
- 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」2012年5月改訂 国土交通省
(<http://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf>)
- 「購買取引行動指針」1990年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/1990/014.html>)
- 「不正競争防止法」2015年改正 経済産業省
(http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/joubunkaiseitokekomashi_201608unfaircompetition.pdf)
- 「外国公務員贈賄防止指針」2015年改訂 経済産業省
(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/GaikokukoumuinzouwaiBoushiShishin.pdf)

< 持続可能な調達 >

- 「ISO26000」(JIS Z 26000:2012) 社会的責任に関する手引 (組織の社会的責任に関する手引)
2010年 国際標準化機構 (ISO)
- 「ISO20400」 Sustainable Procurement Guidance (持続可能な調達に関する手引)
2017年 国際標準化機構 (ISO)

2-3

安全保障貿易管理に関する法令の遵守を徹底するために必要な体制を整備する。

基本的心構え・姿勢

国際的な平和および安全の維持は、企業活動にとっても不可欠であるとの認識に立って、兵器の開発などを行っている国への貨物の輸出や技術の提供が国際的な脅威となることを未然に防ぐため、輸出・提供しようとする貨物・技術がリスト規制品目（兵器そのもの、兵器もしくはその一部になりそうな高い性能を持つ汎用品、兵器の開発などにも利用できる高い性能の持つ汎用品）に該当するか否か、リスト規制品目に該当しない場合であっても、それらが兵器の開発・製造・使用などに用いられる恐れがあるか否かを事前に確認するための管理体制を整備する。

企業は、自らが輸出者とならない場合でも、取り扱い貨物・技術が規制に該当するか否かを確認し、その情報を輸出者に提供するとともに、それを可能とするための社内の体制を整備する。

具体的アクション・プランの例

1 責任者を定めるとともに、教育・指導を行う。

- 1** 関係法令の遵守を徹底させる責任、違法の恐れのある輸出などの停止を命令する権限、取引審査の最終判断を行う権限などを有する責任者を定める。
- 2** また、当該責任者および輸出などの業務に従事する者に対し、最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるために必要な教育・指導を行う。

2 輸出管理のための内部規程を策定する。

- 1** 法令違反の未然防止を目的として、厳格な自主管理を行うために内部規程を策定する。

参考

- 「経済産業省ホームページ（安全保障貿易管理）」
(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>)
- 「(一財)安全保障貿易情報センター ホームページ」
(<http://www.cistec.or.jp/>)

2-4

不当な利益などの取得を目的とする贈収賄を行わない。

基本的心構え・姿勢

事業活動において、公正かつ透明性を確保することは、健全な事業活動の基本として、日本の国内外を問わず要請されている。そのためには、顧客、調達先、その他のビジネスパートナーに対して、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする接待、贈答、金銭などの授受・供与は行わない。

一方、国内外の公務員に対しては、法令遵守を徹底するのみならず、疑義を招く行為を行わない。また、公務員以外の政府関係者（政府に準ずる機関などに勤める個人）についても、優遇措置を目的とした、もしくはそのように見なされかねない接待、贈答、金銭などの供与は行わない。法令や指針で定められていない場合でも、政府、政府に準ずる機関など、およびこれらに勤める個人に対しては、優遇措置を目的としたあるいはそのような疑義を招くような行為は行わない。

また、こうした違法な行為や疑義を招く行為が起こらないよう、経営トップのリーダーシップの下、従業員の教育・啓発に努めるとともに、業務の適正を確保するための内部統制システムの一環として防止体制を確立する。その際、自社のみならずグループ企業などにおいても、適切な対応が実施されるよう支援する。

具体的アクション・プランの例

- 1** 企業などビジネスパートナー同士の虚礼自粛（接待、贈答、儀礼の簡素化・合理化）について、意識改革を率先して行うとともに、以下を実行する。
 - ①** 接待、贈答などについては、社会的常識からみて、また国際的通念からみても、その枠を越えるものは自粛する。
 - ②** 冠婚葬祭、中元・歳暮、その他の各種行事については、社会的常識からみて、その枠を越えるものは自粛する。
- 2** 教育と研修を徹底する。
 - ①** 顧客、調達先、その他のビジネスパートナーに対して、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする接待、贈答、金銭などの授受・供与が行われないよう社内教育を徹底するとともに、社内のチェック体制を整備する。

- ② 公務員および政府関係者に対する供与については、社内において各国の法令や指針について周知徹底する。また、疑義を招くような行為が起こらないように社内教育を行う。
 - ③ 国内の不正競争防止法のみならず、同様の趣旨で制定された現地の法律や米国の「Foreign Corrupt Practices Act」、英国の「Bribery Act 2010」などについても理解を深め、遵守する。
 - ④ 賄賂を要求された場合の対処方法など行為形態を例示したわかりやすいマニュアル類を作成し、採用時や転属時に教育を行う。外国公務員と接点を持ち得る役員や従業員に対して、その頻度を高める。違法行為を行わせないことはもちろん、疑義を招く行為が生じないように周知徹底を図る。
 - ⑤ OECDの「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の国内実施法は、各国の事情により所要の見直しが行われることがあるので、その動向を注視するとともに、改正された場合には、改めて教育・啓発する。
- 3** 国外の公務員に対する贈賄防止体制を構築・運用する。
- ① 内部統制システムの一環として、「外国公務員贈賄防止指針」を参考にしながら、基本方針の策定・公表、社内規程の策定をはじめとする防止体制を構築・運用する。
 - ② 所管部門を明確にし、教育・啓発を行うとともに、具体的な案件に関して相談・対応にあたる。

参考

< 国内 >

- 「不正競争防止法」2015年改正
- 「国家公務員倫理法」2015年改正
- 「国家公務員倫理規程」2015年改正
- 「国家公務員の倫理保持のためのルール」2017年 国家公務員倫理審査会
- 「国家公務員倫理審査会ウェブサイト」
(<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)
- 「虚礼自粛に関する申し合わせ」1989年 経団連

< 国外 >

- 「外国公務員贈賄防止指針」2017年9月改訂 経済産業省
(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/overviewofguidelines.html)

2-5

政治、行政と透明度が高い関係を構築するとともに、政策本位の政治の実現を支援する。

基本的心構え・姿勢

政治、行政とは、利益供与をはじめ癒着と誤解される行為は決して行わない。他方、経済の実態や経済政策について、オープンかつ積極的に意見交換できる透明度の高い関係を構築する。

特に、政治に対しては、激化する国際競争の中、個人や企業の活力を引き出す制度改革を推進すべく、政策提言や意見表明など建設的な対話を行うとともに、企業の社会貢献の一環としての政治寄附などにより、政党の政策立案や推進能力の強化に積極的に貢献する。

具体的アクション・プランの例

- 1** 関連法規の遵守を周知徹底する。
 - ①** 政治資金規正法を遵守する。国家公務員倫理法・規程を理解し、公務員に対し、同法などで禁じられている行為などを行わない。
 - ②** 公共入札における、競争法、ガイドラインおよび関係法令を遵守する。
 - a. 独占禁止法、公共入札ガイドライン、官製談合防止法を遵守する。
- 2** 企業の自己責任、自己判断による行動を徹底する。
 - ①** 独占禁止法、行政指導ガイドラインに留意し行政指導に対応する。
 - ②** 行政手続法の理解を深め積極的活用を心がける
 - ③** 日本版ノーアクション・レターを積極的に活用する。
- 3** 許認可、公共事業受注などによる利益享受を目的とした官庁出身者の受け入れは、厳に慎む。
- 4** 政党の政策立案・推進能力を強化する観点から、社会貢献の一環として、自主的に政党本部への寄附を実施する。

5 企業の役員・従業員に対して、政策に厳しい目を持つ有権者となり政治に対して自発的に行動するよう呼びかける。

- 1 政治参加意識の高揚と政治家との交流促進を目的とする「企業人政治フォーラム」(以下参照)への参加を呼びかける。
- 2 選挙権の積極的行使を呼びかける。
- 3 個人寄附の実施を呼びかける。

参考

- 「国家公務員倫理法・倫理規程の運用について」2002年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/news/announce/200209.html>)
- 「政治との連携強化に関する見解」2017年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/083.html>)
- 「主要政党の政策評価 2017」2017年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/084.pdf>)

「企業人政治フォーラム」

企業人の政治参加意識の高揚、政治家との交流促進を目的に1996年に設立された。その時々的重要政策課題に関する政治家の「生の声」を企業人に伝えるため、主要な大臣や政治家を招いた講演会を定期的を開催するとともに、会員専用ホームページを通じた政治に関する情報提供などの活動を行っている。

〔ホームページ：<http://www.bpf.jp/>〕

